

---

「 親なきあとは、親あるうちに 」

”この子に何を残せますか”

---

第6回成年後見セミナー

NPO ひだまり  
平成24年1月15日

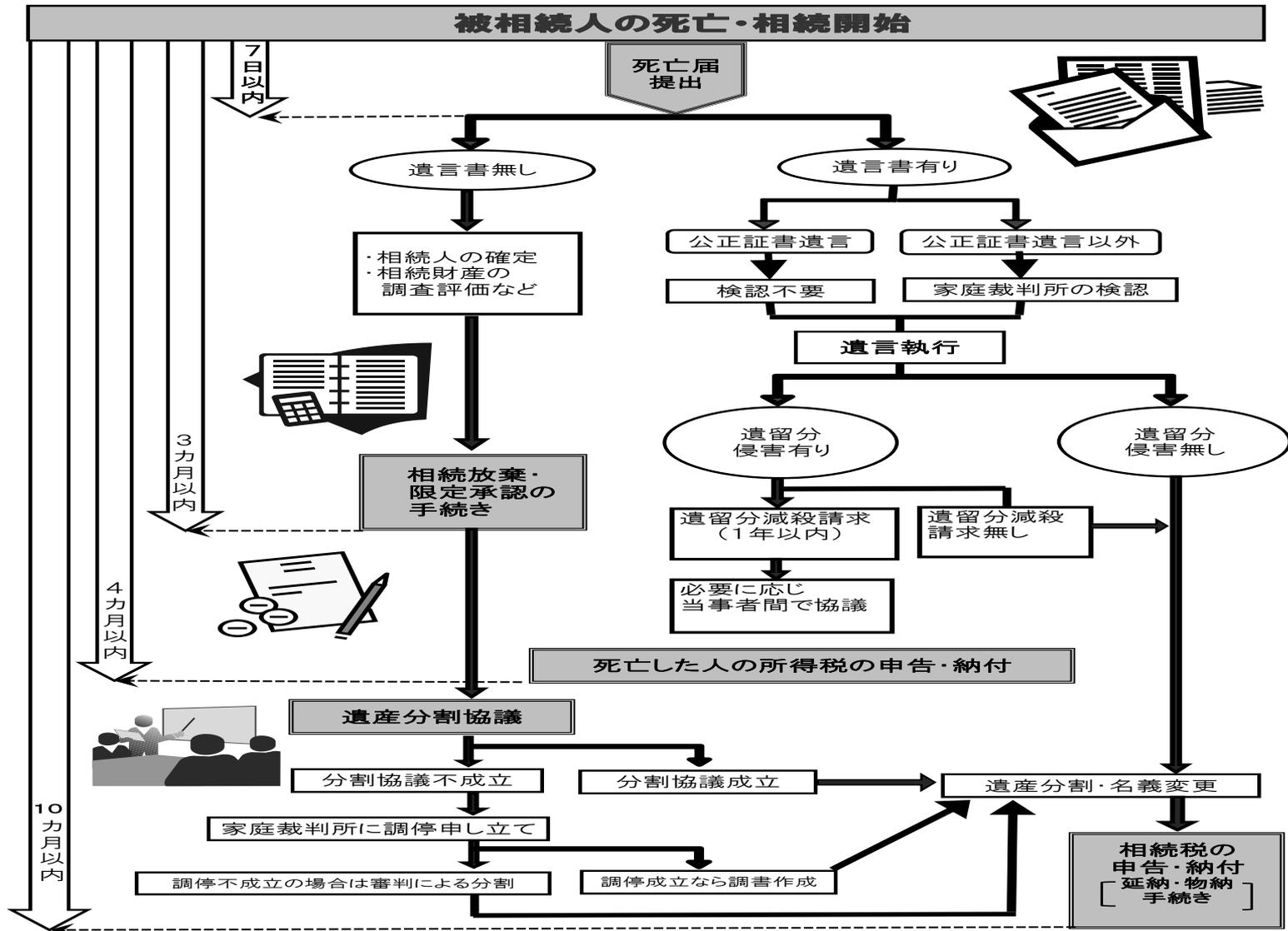
# 今までの取り組みと本日のテーマ

- 第1回 障害者のより良い生活と後見
- 第2回 誰に何を託すか
- 第3回 この子の記録
- 第4回 親なきあとの本人の暮らしを考える
- 第5回 障がい者を支える制度や仕組み

## “本日のテーマ”

- 第6回 この子に何を残せますか
  - \* 遺産を効果的に残す
  - \* 健やかに暮らせるように思いを託す

# 相続が発生！遺産分割から相続税納付までの流れ



# 第 I 章 相続について

## 相続用語の基礎知識

- 基本的な用語について
  - 被相続人: 死亡した人(親)
  - 相続人 : 相続する人(この子)
  - 法定相続人: 民法で定められた相続人
  - 相続の順位と相続分(民法で定められている)

相続順位	相続分
第1順位	配偶者(1/2) 子(1/2)
第2順位	配偶者(2/3) 直系尊属(親、祖父母) (1/3)
第3順位	配偶者(3/4) 兄弟姉妹(1/4)

相続を放棄した人は、最初から相続人でなかったものとして取り扱われる

## ■ 基本的な用語について

- 相続の承認と放棄：相続人は相続のあったことを知った日から3ヶ月以内に下記のいずれかにより相続する

単純承認	被相続人の財産(負債も含む)を無条件で相続する
限定承認	相続人は受け継いだ資産の範囲以内で責任を負う 3ヶ月以内に相続人全員で家庭裁判所に申述する
相続放棄	3ヶ月以内に個人で放棄を家庭裁判所に申述する

- 遺産分割協議書：各相続人が取得する財産が確定した証拠書類で、全員が署名押印する必要がある
- 遺留分：民法で認められた一部相続財産の保障分で、直系尊属は1/3、それ以外は1/2、兄弟姉妹には無し
- 遺留分減殺請求権：遺言によって遺留分が侵害された時は、遺贈や贈与を減殺して取り戻す

# 相続にかかわる税金

## □ 相続税の非課税財産

(死亡保険金、死亡退職金、弔慰金、墓所、仏具、香典等)

\* 死亡保険金 500万円 × 法定相続人数

\* 死亡退職金 500万円 × 法定相続人数

\* 弔慰金: 業務上の死亡は普通給与の3年分、  
業務外の死亡は普通給与の3ヶ月分まで非課税

\* 債務: 負債は相続財産から控除できる

\* 葬儀費用: 相続に伴い生ずる費用として財産から  
支払われたものとして控除できる

# 相続にかかる税金

## □ 相続税の基礎控除

現行

\* 遺産にかかわる基礎控除額=

$$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times \text{法定相続人数})$$

法改正後(予定)

\* 遺産にかかわる基礎控除額=

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人数})$$

# 相続税の計算の流れ

総遺産総額

- (+) 相続財産
- (+) みなし相続財産
- (-) 非課税財産
- (+) 相続時精算課税制度による贈与財産
- (-) 債務
- (-) 葬式費用
- (+) 相続開始前3年以内の贈与財産
- = 各人の課税価格

課税価格の合計額

- (-) 遺産に係る基礎控除額 (法定相続人=A、B、C)

課税遺産総額

課税遺産総額	×	Aの法定相続分	×	Aの法定相続分に応ずる 取得金額 <a>
課税遺産総額	×	Bの法定相続分	×	Bの法定相続分に応ずる 取得金額 <b>
課税遺産総額	×	Cの法定相続分	×	Cの法定相続分に応ずる 取得金額 <c>

$\langle a \rangle \times \text{税率} + \langle b \rangle \times \text{税率} + \langle c \rangle \times \text{税率} = \text{A、B、C各人の相続税総額のもととなる算出された相続税の合計額}$

相続税の総額

相続税 の総額	×	各人の課税価格	=	Aの算出相続税額
	×	課税価格の合計額	=	Bの算出相続税額
	×	* 合計が1となるように 調整する	=	Cの算出相続税額

各人の算出相続税額

- (+) 相続税の2割加算
- (-) 配偶者の税額軽減
- (-) 暦年贈与による贈与税額控除
- (-) 未成年者控除: (20歳 - 相続開始時年齢) × 6万円
- (-) 障害者控除: (85歳 - 相続開始年齢) × 6万円  
\* 特別障害者の場合は、12万円
- (-) 相続時精算課税制度における贈与税額控除
- (-) 相次相続控除
- (-) 外国税額控除

各人の納付税額

# 第Ⅱ章 相続対策の具体的事例

## ■ 生命保険の活用

### □ 資産分割対策

- \* 代償分割の対策としての活用: 被相続人が自分を被保険者、契約者として、他の財産を相続しない相続人を保険金受取人とする
- \* 死亡保険金は受取人固有の財産（負債から侵害されない）

### □ 納税資金対策

- \* 生命保険で相続税納税の為の資金を準備する
- \* 連年贈与財産を効果的に活用

### □ 相続税の節税対策

- \* 生命保険の死亡保険金はみなし相続財産になるが非課税枠の利用（法定相続人1人につき500万円）
- \* 保険金が一時所得税の場合、既払込保険金は経費となり、更にその半分が課税対象金額となる

# 第三章 遺言について

## ■ 遺言の基礎知識

基本: 遺言者の意思を尊重して、遺言書があればそれを優先して、無ければ法定相続の規定に従う

- 遺言はどんな事ができるの
  - \* 財産処分
  - \* 相続の指定
  - \* 執行者の指定
- 遺言の種類(普通方式)
  - \* 自筆証書
  - \* 公正証書
  - \* 秘密証書
- 自筆証書・公正証書・秘密証書の概要
  - \* 概要
  - \* 形式的要件
  - \* それぞれの長所、短所

# 自筆証書遺言

その名のとおり自分で書く遺言です。

伝えたい内容を自筆で書き、日付を記入し、署名・押印すれば出来上がりです。用紙の種類や大きさ、筆記具は自由ですし、封筒に入れて封をするかどうかも自由です。筆記具は消えないものが望ましい。秘密を保つためには、封筒に入れて封印します。

注意が必要なのは、自筆証書遺言はすべて自筆でなければならないということです。  
代筆されたものや、ワープロで打ったものは無効です。

年号は西暦でもかまいませんが、日付を明記しないと法律的には無効となります。また、「平成〇年△月吉日」というように、日にちを特定できない場合も無効です。封筒に入れた場合、相続開始時に勝手に開封することができず、家庭裁判所の検認が必要だということです。もし封筒に入れるなら、「この遺言書の開封を禁ず・・・、家庭裁判所に提出して検認の手続きを行うこと・・・」という主旨の文言を封筒に書いておく必要があります。

## 自筆証書遺言の形式的要件

- 1.すべて自筆であること(代筆・ワープロ等はダメ！)
- 2.用紙の種類・大きさ・筆記具は自由(筆記具は消えないものがよい)
- 3.日付は必ず記入する(日付は特定できないとダメ！)
- 4.署名・押印する(実印がよい)
- 5.封筒に入れなくてもよいが、通常は封筒に入れて封印する
- 6.封筒に入れた場合、勝手に開封できず、家庭裁判所の検認が必要

**長所：**遺言書を自分で手軽に作成できる(自分で書くので手数料が不要)  
遺言書を自分で書くので秘密が保てる

**短所：**書き方に不備があると無効になる可能性がある 自分で保管するために紛失・未発見のおそれがある 相続開始時に家庭裁判所の検認が必要(費用・時間がかかる)

# 公正証書遺言

遺言者が遺言内容を公証人に伝えて作成してもらう遺言です。

法的には保護されており、家庭裁判所の検認を受ける必要がないメリットがあります。

公証人が、遺言書が法律に従って作成されたものであることを付記して署名・捺印します。

3通作成し、原本を公証役場で保管し、正本と謄本は遺言者や家族、遺言執行者などが保管します。公証役場で保管しますので、自分で保管しなくてもかまいません。偽造・紛失のおそれはありません。

口述して筆記してもらうことから、自分で書けない人でも遺言を残すことができ、身体の不自由な方や寝たきりの方など公証役場に出向くのが困難な場合は、公証人に出張してもらって自宅や病院などで遺言を作成することもできます。

## 公正証書遺言の形式的要件

1. 証人2名が立会い、公証役場にて遺言者が遺言内容を公証人に口授する
2. 公証人が遺言内容を筆記し、記載内容を読み上げる
3. 遺言者と証人が内容に間違いがないことを確認し、それぞれ署名・押印する(遺言者は実印)
4. 公証人が、遺言書が法律に従ったものであることを付記し、署名・押印して原本を公証役場で保管(正本・謄本は遺言者や家族、遺言執行者などが保管する)

※証人になれない人: 未成年者, 成年被後見人, 推定相続人, 受遺者, それらの配偶者, 公証人の配偶者, 4親等以内の親族など

**長所:** 自分で保管する必要がない。遺言書の存在と内容を明確にしておくことができる

自分で書けない人も遺言書を残すことができる

公証役場に出向くことができない場合は公証人に出張してもらえる(費用 1.5倍必要)

家庭裁判所で検認してもらう必要がない

**短所:** 証人が立ち会うために、遺言内容を完全に秘密にはできない

公証人に払う手数料が必要

# 秘密証書遺言

遺言の内容は秘密にしておくが、遺言の存在だけを明確にしておく遺言です。

遺言者が遺言書を作成、署名、実印で捺印し、封筒に入れ、遺言書に用いた実印で封印します。その遺言書をもって、証人2名立会いのもと公証役場に出向き、公証人に遺言書を提出して、自分の遺言書であることや、氏名・住所を申述します。公証人が日付と遺言者の申述を封紙に記載し、遺言者、証人、公証人が署名・押印して完成です。遺言書は遺言者自身が保管することになります。

署名・押印さえできれば自分で書く必要がなく、代筆やワープロでもかまいません。また、自分で書いた場合には完全に秘密が保たれ、証人がいるので遺言書の存在は明確になるというメリットがあります。その反面、書き方に不備があれば無効となるほか、遺言書を自分で保管するために、紛失や未発見のおそれがあるなどのデメリットもあります。

## 秘密証書遺言の形式的要件

- 1.遺言書を作成し、署名・押印する(署名・押印を除いて、代筆やワープロでもよい)
- 2.封筒に入れ、押印に使った実印で封印する
- 3.証人2名立会いのもと、公証役場に行く
- 4.公証人に遺言書を提出し、自分の遺言書であること及び筆者の住所・氏名を申述する
- 5.公証人が日付・遺言者の申述を封紙に記載する
- 6.遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名・押印する
- 7.遺言者自身が遺言書を保管する

**長所:** 自分で遺言書を作成した場合は秘密が完全に保たれる 遺言書の存在を明確にできる

**短所:** 書き方に不備があると無効になる可能性がある 自分で保管するために紛失・未発見のおそれがある。相続開始時に家庭裁判所の検認が必要(費用・時間がかかる) 公証人に払う手数料が必要

## 自筆証書と公正証書の比較

事項	自筆証書遺言	公正証書遺言
形態	自分で書いて作る	遺言者本人が話して、公証人が書く
証人	不要	2人以上(相続する人はなれない)
作成者	遺言者本人(必ずすべて自筆)	公証人(原本は公証役場で保管)
印鑑	実印、認印可能	遺言者は実印 証人は実印、認印可能
検認	必要(家庭裁判所で相続人全員が立ち会う)	不要(そのまま有効)
長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>* いつでも作成出来る</li> <li>* 内容を秘密に出来る</li> <li>* 費用が掛からない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 内容の不備が無い</li> <li>* 遺言の存在が明らか</li> <li>* 相続人は全国の公証役場で内容確認可能</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 紛失やその存在が不確定</li> <li>* 偽装・改ざんの危険あり</li> <li>* 不備で無効の可能性あり</li> </ul>	基本料金 11,000円 目的価格 5千万まで29,000円 1億円まで43,000円

# 公正証書遺言の事例

本公証人は、遺言者千葉一郎の囑託により、証人〇〇及び証人△△の立会いのもと、次の遺言の口述を筆記し、この証書を作成する。記  
第壹条 遺言者は、相続開始時に有する次の財産を、遺言者の妻〇〇(生年月日)と子△△(生年月日)にすべて相続させる。  
壹 不動産は妻〇〇に相続させる。

(1) 土地

所在地 〇〇市〇〇区〇〇 \* \*  
地番 〇〇〇〇  
地目 宅地  
地積 〇〇〇.〇〇平方メートル

(2) 建物

所在地 〇〇市〇〇区〇〇 \* \*  
屋号番号 〇〇〇〇  
種類 居宅  
構造 木造  
床面積 〇〇〇.〇〇平方メートル

貳 金融資産は妻〇〇と子△△に総額の半分づつ相続させる。

(1) 預貯金 金融機関の口座毎に明記

(2) 有価証券 種類と数量、金額、金融機関など

その他の資産記述する

前記遺言者及び証人に読み聞かせさせたところ正確ことを承認し、下記にそれぞれ署名押印する。

遺言者 千葉一郎 印  
証人 〇〇〇〇 印  
証人 △△△△ 印

この証書は民法第969条第1号から第4号の方式により作成し、同第5号にもとづき本職下に署名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉県千葉市〇〇区〇〇〇〇

\* \* 地方法務局所属 公証人 〇〇〇〇 印

(付言事項) お礼や残したい言葉、など

以上

# 遺言信託について

(事例: サービス内容と金額: 千葉銀行 2011年10月現在)

- \* 遺言作成サポートサービス 787,500円 (2回目以降は105,000円)
- \* 遺言執行引受承諾業務
  - ・引受承諾料 自分で作った遺言書を承諾する場合、210,000円  
(遺言作成サポートサービスをしている場合は無料)
  - ・変更手数料 52,500円
  - ・執行報酬 ・当銀行に預けてある現金、有価証券はその0.315%
  - ・その他の遺言執行対象財産額が
    - 1億円以下の時は その1.575%
    - 1億超-3億円以下の時は その1.050%
  - 但し最低保証額は105万円
  - 遺言作成サポートサービスをしている人は、割引が有り
- 税理士、司法書士、弁護士等が必要な場合は実費が別途必要
- ・遺言書保管手数料 月額420円

## 第IV章 「あなたが今亡くなった時」

- この子の記録活用
  - 1部 障害者本人に関すること
  - 2部 “親なき後”の親の願い
- インディングノートを作成してみる
  - インディングノートとは:あなたのメッセージ
  - インディングノートの内容
    - \* 医療・介護について
    - \* 財産管理について
    - \* 葬儀・お墓について
    - \* 大切な人へのメッセージ
    - \* その他自分史、思い出、形見分けなど

# エンディングノート ある家族の参考例

## 父の樹さんの家族構成

父	一郎さん	65歳	定年退職後、福祉活動に参加 健康状態良好
母	花子さん	63歳	専業主婦
長男 (本人)	太郎さん	35歳	グループホームから作業所に通う 最近成年後見人をつけた
長女	ゆりさん	30歳	会社員、独身

## ～ 私のエンディングノート ～

平成 年 月 日 父の樹一郎 ⑩

私は人生を振り返ってみて、多くの人との出会いに恵まれ、幸せだったと思っています。妻には特に感謝しています。太郎は障害を持って生まれてきましたが、太郎のおかげで家族の絆が深くなりました。

私の残りの人生はあとどのくらいあるのかわかりませんが、私の判断能力がなくなったり、最後を迎える時には次のようにしてもらいたいと思います。

### (1) 医療・介護について

- ・ 余命宣告をされた時は、すべてをありのままに話して下さい。
- ・ 回復の見込みがなく死期が迫った場合、延命治療は希望しません。脳死状態の時、延命措置は望まず、尊厳死を希望します。献体、臓器提供は希望しません。
- ・ 要介護状態になっても、できる限り自宅での介護を希望します。あまり負担のないように、プロのサービスも利用して下さい。

### (2) 葬儀について

- ・ 葬儀は葬儀場で簡素に行ってください。墓は〇〇霊園にあります。

### (3) 財産管理・相続について

- ・ 自分で財産管理ができなくなった時は妻花子に一任します。私自身に成年後見が必要になった時は妻が私の成年後見人になることを希望します。
- ・ 私名義の財産は遺言書に従って円満に相続してくれることを希望します。

# 財産目録

## \* 預貯金など

銀行など	支店	口座番号	2012/1残高	備考

## \* 生命保険

保険会社	証券番号	保険金	保険料	受取人	備考

## \* 不動産

## \* 有価証券(株式、証券など)

## \* その他の動産、資産など

ブランド品、本、絵画など価値のありそうなものは売っても形見分けや処分の判断は家族で相談してください。

## \* 借金など 借金も貸付金もない、保証人にもなっていない。

# 家族へのメッセージ

妻 花子へ

さんざん好きなことをさせてくれてありがとう。花子と結婚して幸せだった。在職中は家庭のことはすべて任せっぱなしですまなかった。

太郎については、君が一番わかっていますが、これからもグループホームの世話人さん、作業所の〇〇さん、成年後見人の〇〇さんと支えてやって下さい。

ゆりや太郎が両親なき後に困らないよう、君が元気なうちに、将来の話を各方面に相談して行って下さい。ひとりで悩まないように。

長男 太郎へ

じぶんのことはじぶんでして、しごとがんばってください。

おとうさんは、いつもそらからみまもっています。

〇〇さんや、〇〇さん、おかあさんやゆりとなかよく、たのしく、くらしてください。

長女 ゆりへ

やさしい娘に育ってくれてありがとう。太郎のことを、いつも一緒になって心配してくれて心強かった。これからも、お母さんの老後の支えになってやって下さい。

しかし、何より自分の幸せを第一に考えてくれ。

太郎のことは、専門家に任せながら、妹としてサポートしてやって下さい。

今までもたくさん話し合ってきたから、君ならバランスよくやっていけると信じている。

## 太郎さんのその後！

父の樹さんの場合、両親が元気なうちに親なき後の太郎さんの生活を準備しました。

- \* 働く場所の確保・・・作業所にひとりで通うことが出来るようにし、休日はヘルパーさんと出かけることも出来るようにした。
- \* 住まいの確保・・・グループホームでの生活をはじめた。
- \* 成年後見人を立てる・・・父親と第三者(法人)で共同後見人をしている。父親が亡くなった後は、その第三者に後見人を託す予定。